



「建設工事現場イメージアップ推進モデル事業」 について（通知）

技術基準の種類：設計・施工
通知日：平成4年2月29日

発管第220号
平成4年2月29日

部内各課長殿
各土木事務所長殿
鳥取港湾事務所長殿

土木部長

「建設工事現場イメージアップ推進モデル事業」 について（通知）

このことについて、別添のとおり実施要領を定めましたので、平成4年4月1日以降起工決裁する工事及びゼロ県債工事に適用してください。
なお、特記仕様書は別紙のとおりとします。
（別添）

「建設工事現場イメージアップ推進モデル事業」実施要綱

1 目的

建設業は、高度な技術をもって国民生活と産業活動の基礎づくりを担う基幹産業として社会に貢献しているところであるが、近年イメージの悪さがクローズアップされ建設業からの若者離れなど、建設行政・業界にとって深刻な問題となっている。

このことは、平成3年度に実施した建設従事者へのアンケート調査結果でも、次のように顕著に現れているところである。

- 1）建設業を取り巻く状況：ますますひどくなっている状況（58.4%）
- 2）直面している問題点：建設業のイメージの悪さによる弊害（20.1%）

そこで、公共事業の円滑な執行を図るべく、地域との連携のもとに業界が行っている賃金、休日、雇用形態の改善と併せて、本来建設業が持っている魅力をアピールし、広く県民の理解を得るため、外部に対するショーウィンドウとしての現場の労働環境改善を、当モデル事業により推進するものである。

2 事業対象

本要領では、営繕施設、仮施設、広報施設等工事にともない設置する施設についてのイメージアップに関する内容を対象とする。

- （1）県単独事業を対象とする。
- （2）工事請負対象設計金額が20,000千円程度以上の工事を対象とする。
- （3）イメージアップに係る費用は、直接工事費の3%程度とする。

3 積算方法

1）基本的な考え方

原則として、精算方式とする。

- （1）工事発注者は、イメージアップに要する費用を当初設計から計上し、指名入札を行うものとする。（この場合、特記仕様書を添付のこと。）
- （2）工事受注者は、県に「イメージアップに関する企画書」を提出する。（「企画書」の提出を特記仕様書に明記のこと。）
- （3）工事発注者は、提出された企画書の内容について検討の上、承認するとともに、変更設計において刊行物あるいは見積り等を参考とし、適正に費用の算出を行うものとする。

2）イメージアップ内容及び積算方法

（1）仮設費

イ）仮設費として積算する内容は、以下のとおりとする。

- 1）「土木請負工事の共通仮設費算定基準」（昭和55年2月22日付け、建設省官技発第89号、以下「基準」という）で規定する仮設費及び当該費目で計上される施設のイメージアップに要する費用。

例えば

仮囲い（防護柵）、仮設矢板、仮橋等のイメージアップに要する費用。

なお、目的によりフラワーボットも含む。

- 2）単独で設置する広報施設等に要する費用。

例えば

交通切回し図、工法説明図、工事工程図、完成予想図等に要する費用。

ロ）積算方法は、以下のとおりとする。

必要額を適正に積上げ計上するものとする。

（2）安全費

イ）安全費として積算する内容は、以下のとおりとする。

- 1）「基準」で規定する一般法又は簡便法による安全費及び当該費目で積上げ計上されている施設のイメージアップに要する費用。
- 2）ただし、イメージアップを図る部分が明らかに通常の施設と分離して積算することができる場合に限る。

例えば
バリケード、照明、工事標識等のイメージアップに要する費用。
なお、目的によりフラワーポットも含む。

□) 積算方法は、以下のとおりとする。
必要額を適正に積上げ計上するものとする。

(3) 営繕費

イ) 営繕費として積算する内容は、以下のとおりとする。

1) 「基準」で規定する営繕費及び当該費目で計上される施設のイメージアップに要する費用。

例えば

現場事務所等の外装、シャワールの設置、エアコンの設置、トイレの洗浄化等に要する費用。

注) 現場事務所等の面積の増減については、対象としない。

2) インフォメーションセンター等営繕施設に属するもの、及びこれに付随する費用。なお、当該工事とは別途に、インフォメーションセンター等を設けることが適当である場合は、別途契約することを妨げない。

例えば

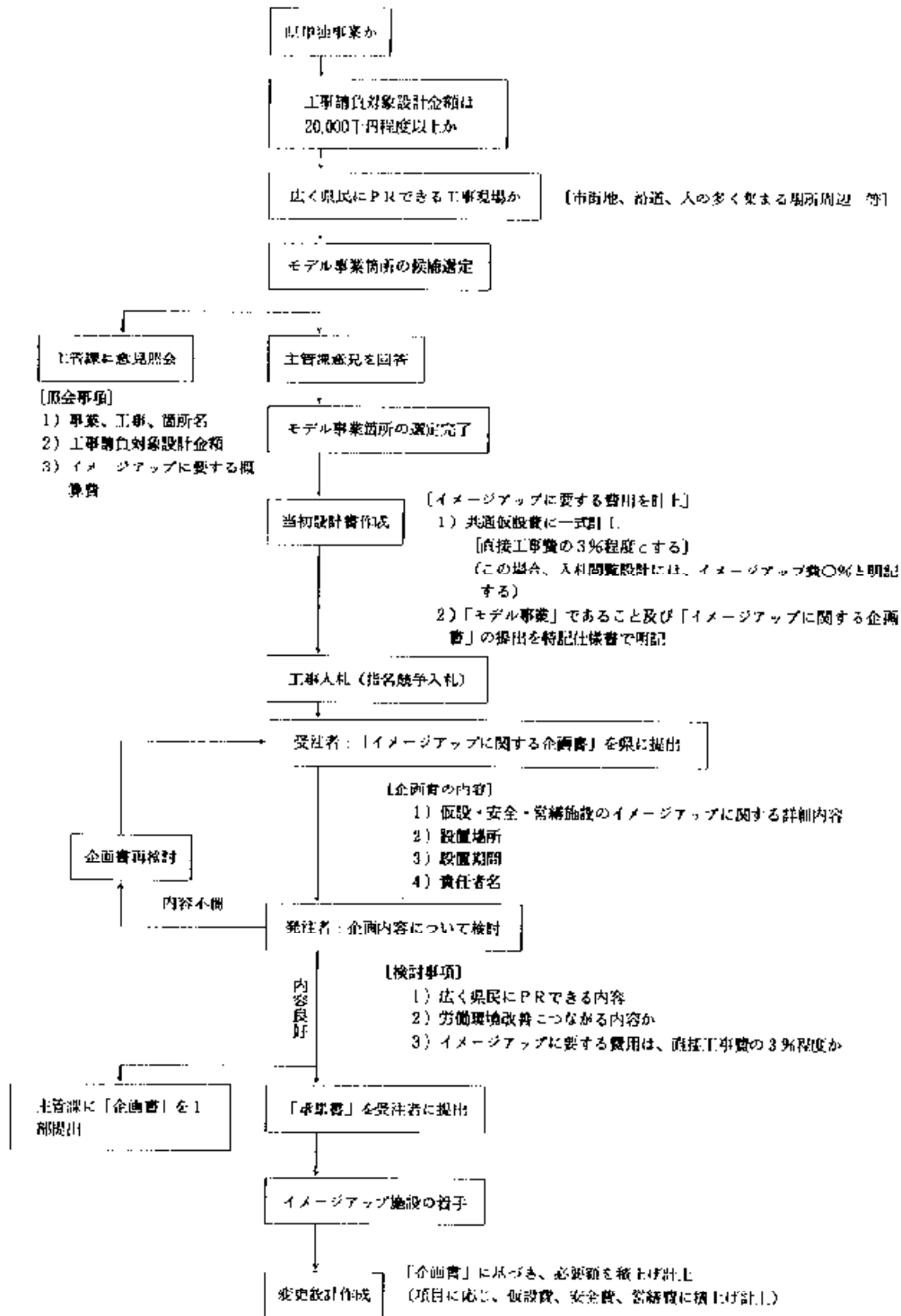
インフォメーションセンター、ビデオ、工事相談員、交通切り回し図、工法説明図、工事工程表、完成予想図等イメージアップに要する費用。

□) 積算方法は、以下のとおりとする。
必要額を適正に積上げ計上するものとする。

4 施行

本要綱は、平成4年3月1日から適用する。

「建設工事現場イメージアップ推進モデル事業」実施フロー



別紙

特記仕様書

第1条（適用の範囲）

- 1 この特記仕様書（以下「本仕様書」という。）は、「建設工事現場イメージアップ推進モデル事業」である（工事名）工事の施工に適用するものとする。
- 2 本仕様書は、次の事項を目的とし、工事施工に伴い設置する仮施設のイメージアップを行うものである。
 - （1）本来、建設業がもっている魅力をアピールし、広く県民の理解を得るものとする。
 - （2）外部に対するショーウィンドウとしての現場の労働環境改善を推進する。
- 3 本仕様書によるほかは、「鳥取県土木工事共通仕様書」により施工するものとする。

第2条（企画書）

- 1 請負者はあらかじめイメージアップ施設の実施に必要な「イメージアップに関する企画書」（以下「企画書」という。）を県に提出し、承諾を得なければならない。
この場合、次の事項について、その詳細内容、場所、期間、責任者等を記載するものとする。
 - （1）仮設費
 - （1）「土木請負工事の共通仮設費算定基準」（昭和55年2月22日付け、建設省官技発第89号、以下「基準」という。）で規定されている仮設費及び当該費目で計上される施設のイメージアップに関する内容。
例えば
・仮囲い（防護柵）、仮設矢板、仮橋等のイメージアップの内容。なお、目的によりフラワーポットも含む。
 - （2）単独で設置する広報施設等に関する事項。
例えば
・交通切回し図、工法説明図、工事工程図、完成予想図等に内容。
 - （2）安全費
 - （1）「基準」で規定する施設のイメージアップに関する事項。
ただし、イメージアップを図る部分が明らかに通常の施設と分離することができる場合に限る。
例えば
・バリケード、照明、工事標識等のイメージアップの内容。なお、目的によりフラワーポットも含む。
 - （3）営繕費
 - （1）「基準」で規定する営繕費及び当該費目で計上される施設のイメージアップに関する事項。
例えば
・現場事務所等の外装、シャワーの設置、エアコンの設置、トイレの洗浄化等に関する内容。
ただし、現場事務所等の面積の増減については、対象としない。
 - （2）インフォメーションセンター等営繕施設に属する事項、及びこれに付随する事項。なお、当該工事とは別途に、インフォメーション等を設けることが適当である場合は、別途契約することを妨げない。
例えば
・インフォメーションセンター、ビデオ、工事相談員、交通切り回し図、工法説明図、工事工程表、完成予想図等のイメージアップの内容。
- 2 「企画書」の内容に重要な変更が生じた場合は、そのつど変更に関するものについて「変更企画書」を提出しなければならない。

第3条（その他）

- 本仕様書に定めのない事項、または本仕様書に疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。